

平成 13 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 取締役社長 服部 太
(コード番号 4732 東証・名証第1部)
問合せ先 財務部長 山中雅文
(TEL. 052 - 689 - 1129)

新株引受権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ (商法第 280 条ノ 19 に規定する新株引受権の付与)

当社は、平成 13 年 5 月 23 日開催の取締役会において、当社取締役および使用人に対する新株引受権方式によるストックオプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由

当社取締役および使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保するため。

2. スtockオプション制度の概要

(1) 付与の対象者

平成 13 年 6 月 28 日開催予定の当社第 21 期定時株主総会終結時に在任する当社取締役 5 名、および同総会終結時に在籍する当社管理職課長以上の職責をもつ使用人のうち 41 名。

(2) 新株引受権の目的たる株式の額面無額面の別および種類

当社額面普通株式

(3) 新株引受権の目的たる株式の数

当社取締役に対し 45,000 株、当社使用人に対し 100,000 株、合計 145,000 株をそれぞれ上限とする。

なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株引受権の目的たる株式の数は、分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 新株式の発行価額(新株引受権の行使価額)

権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値の金額(1 円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、発行価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券および商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く。)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5) 権利行使期間

平成13年6月29日から平成17年6月29日まで

(6) 権利行使の条件

権利を付与された者は、当社の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行行使することができる。ただし、後記に掲げる権利付与契約に定める条件による。

権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、相続、質入その他の処分をすることができない。

この他、権利行使の条件は、平成13年6月28日開催予定の当社第21期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と前記(1)に定める付与の対象者との間で締結する権利付与契約に定めるものとする。

(7) その他、権利付与日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合または会社分割を行う場合その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で新株引受権の目的たる株式の数、新株発行価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

(注) 上記決定は、平成13年6月28日開催予定の当社第21期定時株主総会において、「当社取締役および使用人に新株引受権を付与する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上